

郡山市介護保険認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用に関する事務取扱要綱

平成25年6月26日制定
[保健福祉部介護保険課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第20号及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第22号の規定に基づき、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所サービス」という。）の利用に際し、居宅要介護等被保険者の心身の状況等により特に必要と認められる場合において、認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要介護等被保険者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 認定有効期間 要介護認定及び要支援認定の有効期間をいう。

(対象者)

第3条 次のいずれかに該当する居宅要介護等被保険者は、市長の承認を受け、認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用をすることができる。

- (1) 居宅要介護等被保険者が認知症であること等により、同居の家族等による介護が困難な場合
- (2) 同居の家族等が高齢又は疾病等にあり居宅で十分な介護が受けられない場合
- (3) 前2号に定めるほか市長が必要と認める場合

(利用申請及び承認)

第4条 認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用をしようとする居宅要介護等被保険者は、あらかじめ郡山市介護保険認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に定める居宅サービス計画書第1表から第7表までの書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、郡山市介護保険認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用承認（不承認）決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

(承認の有効期間)

第5条 決定通知書の有効期間は、当該決定通知書に係る居宅要介護等被保険者の認定有効期間とする。

(利用の中止)

第6条 第4条第2項の規定により短期入所サービスの承認を受けた居宅要介護等被保険者が、第3条各号に該当しなくなった場合は、前条の規定にかかわらず、速やかに当該承認に係る短期入所サービスの利用を中止しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際現に認定有効期間の半数を超える短期入所サービスを利用している居宅要介護等被保険者は、この要綱の施行後はこの要綱に基づく短期入所サービスを利用している者とみなす。

3 この要綱の施行の際現に従前の様式の例により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

郡山市介護保険認定有効期間の半数を超える短期入所サービス利用申請書

郡 山 市 長

申請年月日：平成 年 月 日

被保険者番号		氏 名	
生年月日	年 月 日	要介護度	
認定有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで		
認定有効期間 内の短期入所 利用状況	平成 年 月 日現在の短期入所利用日数の累計 日		
居宅介護支援 事業所名		介護支援専門 氏 名	

※最新の居宅サービス計画書（介護予防サービス計画書）1から7表までを添付して下さい。
但し、支援経過（5表）は最近の様子が分かる部分のみで結構です。

短期入所サービスを認定有効期間の半数を超えて利用する理由

[保険者記入欄]

確認日	平成 年 月 日	確認者氏名	